保育所等に勤務する方の
保育士資格取得支援事業



事業内容

施設に対して、雇用している保育士資格を有していない方が、保育士資格を取得するための受講料等を補助します。

交付の対象となる施設（申請者）

福岡市内の
- ・保育所
- ・認定こども園
- ・認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・乳児院
- ・児童養護施設

（公立を除く）

補助の内容

養成施設の受講料

受講に要した経費の１/２が補助対象

上限額

- ・30 万円　（養成校卒業による取得）
- ・10 万または 20 万（特例制度を利用して取得）

対象となる要件

- ・対象となる施設に勤務していること。
- ・令和８年４月１日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後卒業により保育士資格を取得すること、または受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること

  ★特例制度対象者

  幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において３年かつ４，３２０時間以上の実務経験がある方
- ・保育士登録証交付後、対象施設において保育士として勤務を開始し、１年間以上勤務すること。

実施する場合、実施計画書の提出が必要です。
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。
必要書類をお渡しします。



【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課　指導第2係
TEL（092）711−4262

令和８年 10 月作成